岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

制定 昭和60年公安委員会規則第2号

改正 平成 5 年公安委員会規則第 6 号、平成10年公安委員会規則第 8 号 平成11年公安委員会規則第 1 号、平成14年公安委員会規則第 6 号 平成16年公安委員会規則第 1 号

(原文縦書き)

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年岐阜県条例第33号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(風俗営業の許可に係る営業の制限地域の特例)

第2条 条例第3条第2項第1号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

(風俗営業の営業時間の制限の特例)

- 第3条 条例第4条第1項第1号の公安委員会規則で定める日は、12月21日から翌年 の1月10日までの間の日とする。
- 2 条例第4条第1項第2号の公安委員会規則で定める日は別表第2の左欄に掲げる日とし、同号の公安委員会規則で定める地域はそれぞれ同表右欄に掲げる地域とする。

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域に係る規則で定める施設)

- 第4条 条例第10条第2号の公安委員会規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園
 - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館 附 則(昭和60年2月12日岐阜県公安委員会規則第2号)
- 1 この規則は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 岐阜県風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和34年岐阜県公安委員会規則第 2 号)は、廃止する。

附 則(平成5年10月8日岐阜県公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月25日岐阜県公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年1月5日岐阜県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日岐阜県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日岐阜県公安委員会規則第1号)

この規則中別表第二四月二十日の項の改正規定は平成十六年二月一日から、同表八月十四日から八月十六日までの間の日の項及び八月十七日の項の改正規定は同年三月 一日から施行する。

別表第1(第2条関係)

岐阜市大字長良福光字寺前	2 5 2 0 番 1 から 2 5 2 0 番 4 まで、 2 5 2 0 番 9、 2 5 2 0 番 1 1、 2 5 2 0 番 2 8、 2 5 2 0 番 2 9、 2 5 2 0 番 3 3、 2 5 2 0 番 3 4、 2 5 2 0 番 3 6 から 2 5 2 0 番 4 2 まで及び 2 5 2 0 番 4 9 から 2 5 2 0 番 5 1 まで
岐阜市大字長良福光字猿尾	2521番1から2521番17まで及び2521番21から2532番まで
岐阜市大字長良福光字桃林	2 6 9 5 番 1 から 2 6 9 5 番 4 まで
岐阜市大字長良福光字北堤外	1899番1から1899番3まで及び1900番1から1916番4まで
岐阜市大字長良福光字馬場	全域
岐阜市早田東町2丁目	4 5 番から4 9 番まで及び5 9 番から7 0 番まで
岐阜市大字長良字南町	121番1から128番まで
岐阜市大字長良字鵜飼屋	1番1から2番2まで、3番1、3番6、4番3、5番1、5番3から5番5まで、6番1から9番1まで、12番1から15番1まで、15番5、16番1、16番6、16番8、18番1から26番3まで、27番3、27番11、32番から40番2まで、46番1、47番から51番2まで、67番1から68番1まで、73番1から79番1まで、79番5、79番7、82番1、82番3、83番、84番2から84番5まで、84番10、86番から92番3まで、93番36、94番1、94番2、94番2の2、94番6、94番1、94番2、94番2の2、94番6、94番1、94番2、94番2の2、94番6、94番1、8まで、95番から120番2まで、3598番1及び3599番
岐阜市大字長良字新屋敷	全域
岐阜市大字長良字山先	669番1から689番まで、690番1、690番3から690番5まで、692番1から698番1まで、698番24、698番25、

	699番1、702番1及び706番2
岐阜市大字早田字川向	1972番、1973番1、1973番2、1974番3、1974番5、1974番6及び1974番8
岐阜市玉井町	1番1、2番1、3番1及び3番3
岐阜市湊町	1番から22番12まで、25番1、32番から53番まで、390番2から391番5まで、391番11から397番2まで、397番4、397番6から397番9まで及び412番2
岐阜市御手洗	3 9 0 番 2 、 3 9 0 番 1 5 から 3 9 0 番 1 9 まで、 3 9 0 番 2 2 、 3 9 0 番 2 3 、 3 9 0 番 2 5 、 3 9 1 番 5 及び 3 9 1 番 1 0
岐阜市鏡岩	403番1及び403番2
岐阜市日野西1丁目	1番1から4番18まで
岐阜市日野西2丁目	1番1から8番2まで及び101番から109 番まで
岐阜市日野西3丁目	1番1から2番29まで及び4番1から5番2 4まで
岐阜市日野北1丁目	1番1から2番16まで
高山市上岡本町1丁目	1 2 3 番 1 、 1 2 3 番 2 、 2 8 4 番 1 から 3 27 番まで、 3 6 4 番 から 5 1 0 番まで、 5 9 2番 から 6 5 1 番まで、 6 5 5 番 から 6 5 8 番まで、 6 9 5 番、 6 9 6 番、 6 9 9 番 から 7 2 6番 2 まで、 1 0 1 6 番 から 1 0 4 3 番まで、 1 0 4 8 番、 1 0 5 0 番及び 1 0 5 3 番
高山市西之一色町 3 丁目	745番4、747番2、748番2、750番1から760番3まで、764番1から766番3まで、771番1、771番4、773番2から776番2まで、778番1から787番2まで、789番、793番6及び798番から945番2まで

別表第2(第3条関係)

日	地	域
4月20日	本町、金森町、片原町 之町、三之町、末広町	目から3丁目まで、新栄町、 、東町、殿町、壱之町、弐 、栄1丁目及び2丁目、向 で、増島町、貴船町、是重 に幸栄町
8月14日から8月16日までの間の日		町、職人町、鍛冶屋町、大本町、城南町及び島谷並び
8月17日	郡上市八幡町柳町、殿 手町、本町、肴町、橋	町、職人町、鍛冶屋町、大 本町、城南町及び島谷